

夢で大谷選手の顧問税理士になってみよう

【導 入】

2025年11月1日、野球の最高峰メジャーリーグでワールドシリーズ第7戦が行われ、ロサンゼルス・ドジャースが球団史上初の2連覇を達成しました。ロサンゼルス・ドジャースには、大谷翔平選手、山本由伸選手、佐々木朗希選手の3名の日本人選手が所属しており、日本国内でも大きな話題となりました。東北税理士会の皆様の中にも、スマートフォンを傍らにそわそわしながら試合の行方を見守った方がいらっしやったのではないのでしょうか（かく言う私も、すっかりにわかドジャースファンとなって応援していました）。

今や世界のトップスターとなった彼らですが、一体どこに、どのように税金を納めているのか気になったことはありませんか。多額の報酬を得ている彼らの納税額も興味深いところですが、今回は視点を少し変えて、大谷選手の顧問税理士になったことを想像して、彼の税金を考えてみたいと思います。

【米国で稼いだ報酬に対する所得税】

言うまでもなく、主たる報酬は所属球団ロサンゼルス・ドジャースからの給与でしょう。

この報酬は米国内での活動に基づく所得として米国源泉所得となり、米国で課税されます。大谷選手が米国税法上の居住者であれば、日本との二重課税は生じません。

また、米国内企業（例えばニューバランスなど）とのスポンサー契約によるCM収入も、米国で撮影・放映され、支払者も米国法人である以上、同様に米国での課税対象となり、課税権は米国に帰属します。

【日本で稼いだ報酬に対する所得税】

一方、日本企業（例えば伊藤園など）とのCM契約で、日本国内で撮影・放映されるものは「日本源泉所得」として日本で課税されます。たとえ大谷選手が米国居住者であっても、活動の行われた国（日本）が課税権を持ちます。すなわち出演料、肖像使用料は米国ではなく日本で源泉徴収される構造です。日本企業が契約時に源泉所得税（20.42%）を控除して支払い、最終的に米国側で外国税額控除を受けるという形が想定されます。

【住民税は？】

日本の住民税は、「その年の1月1日に日本国内に住所を有する者」に課されます。従って、1月1日時点で日本に住所も居所もない者は、原則として住民税の課税対象外です。つまり、米国に生活の本拠を置く大谷選手には、日本の住民税は課されません。日本企業とのCM契約などで日本に源泉徴収義務がある所得があっても、住民税の対象とはなりません。

このように、所得税・住民税いずれも日本の居住者であるか否かによって課税される国が変わりますが、判定の時点が異なります（所得税は年途中で変動しますが、住民税は毎年1月1日現在で固定されます）。表にまとめると以下の通りです。

区分	判定時期	居住者に課される範囲	非居住者に課される範囲	備 考
所得税	年の途中でも変動あり	全世界所得に対して課税	日本源泉所得のみ	途中で海外転勤した場合、その時点で非居住者になることがある
住民税	1月1日時点で固定	前年中の全世界所得に対して課税	非課税 （そもそも対象外）	1月1日時点で日本に住所があれば、翌年度の住民税が課税される

【相続税は？】

顧問税理士としては相続税のことも考えておく必要があります。少々不謹慎な話題かもしれませんが、もし今、大谷選手に万が一のことがあった場合、相続税の課税関係はどうなるのでしょうか。

所得税や住民税は「居住者・非居住者」で概ね課税権が確定しますが、相続税は「被相続人・相続人の住所・国籍」によって課税範囲が異なります。

日本の相続税は、被相続人又は相続人のいずれかが日本に一定期間住所を有していた場合、国内・国

外財産のいずれにも課税される可能性があります。

仮に大谷選手が現在日本に住所を持たなくても、過去10年以内に日本国内に住所があった場合は、相続人（真美子夫人とお子さん）に対し、国内外財産ともに日本の相続税が課されることが考えられます。課税範囲をまとめると以下の表のようになります。

被相続人 相続人		国内に住所あり		国内に住所なし		
			一時居住者	日本国籍あり		日本国籍なし
				10年以内に住所あり	10年以内に住所なし	
国内に住所あり		●	●	●	●	●
	在留資格を有する者	●	△	●	△	△
国内に住所なし	10年以内に住所あり	●	●	●	●	●
	日本国籍なし	●	△	●	△	△
	10年以内に住所なし	●	△	●	△	△

※●は無制限納税義務者（国内・国外財産共に課税）、△は制限納税義務者（国内財産のみ課税）

実際には、米国にも相続税がありますので、こちらも外国税額控除を受けるような形で二重課税を排除していくことが想定されます。

【まとめ】

日本国内の税法を理解するだけでも一苦労ですが、国際税務も、となると更に複雑です。そんな複雑な問題も、このように自分の関心分野や身近な話題と結びつけて考えることで、少し理解が深まるのではないのでしょうか？とは言え、今回取り上げた内容は、国際課税の入り口に過ぎません。世界のトップアスリートの税務を担当するとなれば、居住地の判定、租税条約、二重課税排除措置、国外財産の評価など、更に高度な知識と実務判断が求められることでしょう（そして誤ったアドバイスをしてしまった場合の影響額も多額になることでしょう…）。

——ということで、この辺りで「大谷選手の顧問税理士になった夢」から覚めて、また日常業務に戻りたいと思います（笑）。

（国際特別委員会委員 齋藤 翔太）